

自動車共済約款

第1章 賠償責任条項

(本組合の支払責任ー対人)

第1条 本組合は、自動車共済証書記載の自動車（以下「共済契約自動車」といいます。）の所有、使用または管理に起因して他人の生命または身体を害すること（以下「対人事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、この賠償責任条項および一般条項に従い、共済金を支払います。

2. 本組合は、前項の損害の額が自動車損害賠償保障法（昭和30年法律第97号）に基づく責任保険または責任共済（以下「自賠責等」といいます。）によって支払われる金額（共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合は自賠責等によって支払われる金額に相当する金額をいいます。）を超過する場合に限り、その超過額についてのみ共済金を支払います。

(本組合の支払責任ー対物)

第2条 本組合は、共済契約自動車の所有、使用または管理に起因して他人の財物を滅失、破損または汚損すること（以下「対物事故」といいます。）により、被共済者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害について、この賠償責任条項および一般条項に従い、共済金を支払います。

(被共済者)

第3条 この賠償責任条項における被共済者は、次の者とします。

- (1) 共済契約者
- (2) 共済契約者の承諾を得て共済契約自動車を使用または管理中の者。ただし、次の者または場合を除きます。
 - (イ) 共済契約者と雇用契約を締結していない玉掛作業者（労働安全衛生法（昭和47年法律第57号）第61条（就業制限）に定める資格者をいいます。）
 - (ロ) 共済契約者以外の自動車取扱業者（注1）が業務として受託した共済契約自動車を使用または管理している間
- (3) 本条第1号および第2号のいずれかに該当する者が責任無能力者である場合は、その者の親権者、他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者（注2）。ただし、その責任無能力者に関する事故に限ります。

(注1) 自動車修理業、駐車場業、給油業、洗車業、自動車販売業、陸送業、運輸代理業等自動車を取扱うことを業としている者をいい、これらの者の使用人、およびこれらの者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。

(注2) 監督義務者に代わって責任無能力者を監督する者とは、責任無能力者の親族に限ります。

(共済金を支払わない損害－1 対人・対物)

第4条 本組合は、次のいずれかの事由によって生じた損害については共済金を支払いません。

- (1) 被共済者またはその法定代理人（被共済者が法人である場合は、その理事、取締役または法人の業務を執行するその他の機関を含みます。）の故意
 - (2) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱、その他これらに類似の事変または暴動（群衆または多数の者の集団の行動によって著しく平穏が害され、治安維持上重大な事態と認められる状態をいいます。）
 - (3) 地震、噴火、台風、こう水、高潮または津波
 - (4) 核燃料物質（使用済燃料を含みます。）もしくは核燃料物質によって汚染された物（原子核分裂生成物を含みます。）の放射性、爆発性その他有害な特性の作用またはこれらの特性に起因する事故
 - (5) 前号に規定した以外の放射線照射または放射能汚染
 - (6) 第2号から第5号までの事由に随伴して生じた事故またはこれらに伴う秩序の混乱に基づいて生じた事故
 - (7) 共済契約自動車を競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験のために使用中の事故および競技、曲技（練習を含みます。）もしくは試験を行うことを目的とする場所において使用中（救急、消防、事故処理、補修、清掃等のための使用を除きます。）の事故
2. 本組合は、被共済者が損害賠償に関し、第三者との間に特約を締結している場合は、その特約によって加重された賠償責任による損害については共済金を支払いません。

(共済金を支払わない損害－2 対人)

第5条 本組合は、対人事故により次の者の生命または身体が害された場合には、それによって被共済者が被る損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）
- (2) 被共済者の父母、配偶者または子
- (3) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子

(共済金を支払わない損害－3 対物)

第6条 本組合は、対物事故により次の者の所有、使用または管理する財物が損害を被った場合には、それによって被共済者が被る損害については共済金を支払いません。

- (1) 共済契約者（法人である場合は、代表権を有する者を含みます。）
- (2) 被共済者またはその父母、配偶者もしくは子
- (3) 共済契約自動車を運転中の者またはその父母、配偶者もしくは子
- (4) 被共済者の使用者

(個別適用)

第7条 この賠償責任条項の規定は、それぞれの被共済者ごとに個別に適用します。ただし、第4条（共済金を支払わない損害－1 対人・対物）第1項第1号の規定を除きます。

2. 前項の規定によって、第9条（支払共済金の計算一対人）および第10条（支払共済金の計算一対物）に定める本組合の支払うべき共済金の限度額が増額されるものではありません。

（費用一対人・対物）

第8条 被共済者が支出した次の費用（注1）は、これを損害の一部とみなします。

- (1) 一般条項第18条（事故発生時の義務）第1号に規定する損害の防止軽減に必要または有益であった費用
 - (2) 一般条項第18条第5号に規定する権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
 - (3) 偶然な事故によって共済契約自動車に積載していた動産（注2）が落下したことに起因して、落下物を取り片付けるために被共済者が負担した費用のうち、あらかじめ本組合の同意を得て支出した費用。ただし、遅延損害金は含みません。
 - (4) 対物事故が発生した場合で、失火ノ責任ニ関スル法律（明治32年法律第40号）の適用により被共済者に法律上の損害賠償責任が生じない場合において、道路法（昭和27年法律第180号）第58条（原因者負担金）等の法令に定められる原因者負担金として支出した費用。ただし、延滞利息を含みません。
 - (5) 損害賠償に関する争訟について、被共済者が本組合の書面による同意を得て支出した訴訟費用、弁護士報酬、仲裁、和解または調停に要した費用、その他権利の保全または行使に必要な手続をするために要した費用
2. 被共済者が対人事故により法律上の損害賠償責任を負担する場合であって、生命または身体を害された者が次の各号のいずれかに該当する場合は、前項の費用のほか、被共済者が支出した弔慰、見舞等の費用（以下「臨時費用」といいます。）は、これを損害の一部とみなします。
- (1) 対人事故の直接の結果として死亡した場合
 - (2) 対人事故の直接の結果として病院または診療所に入院した場合
- （注1）費用には収入の喪失を含みません。
- （注2）共済契約自動車に積載していた動産には法令で積載が禁止されている動産または法令で禁止されている方法で積載されていた動産を含みません。

（支払共済金の計算一対人）

第9条 1回の対人事故につき本組合の支払う共済金の額は、次の（1）および（2）の合計額から（3）の額を差引いた額とします。ただし、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ自動車共済証書記載の共済金額を限度とします。

- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
 - (2) 前条第1項第1号および第2号の費用
 - (3) 自賠責等によって支払われる金額
2. 本組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。
- (1) 前条第1項第5号の費用。
 - (2) 前条第2項の臨時費用。ただし、1回の対人事故により生命または身体を害された者1名に

つき、(イ) または(ロ) の最も高い額を支払います。また、被共済者が弔慰、見舞等を行わなかったと認められる場合は、この臨時費用は支払いません。

(イ) 前条第2項第1号に該当する場合は、5万円

(ロ) 前条第2項第2号に該当し、入院日数が30日以内の場合は、1万円（入院日数が30日を超える場合は、2万円）

(3) 第12条（本組合による解決一対人）第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が本組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

(支払共済金の計算一対物)

第10条 1回の対物事故につき本組合の支払う共済金の額は、次の(1)および(2)の合計額から(3)および(4)の合計額を差引いた額とします。ただし、自動車共済証書記載の共済金額を限度とします。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 第8条（費用一対人・対物）第1項第1号から第4号の費用の合計額

(3) 被共済者が損害賠償請求権者に対して代位取得するものがある場合はその価額

(4) 自動車共済証書記載の免責金額

2. 本組合は、前項に定める共済金のほか、次の額の合計額を支払います。

(1) 第8条（費用一対人・対物）第1項第5号の費用

(2) 第14条（本組合による解決一対物）第1項の規定に基づく訴訟または被共済者が本組合の書面による同意を得て行った訴訟の判決による遅延損害金

3. 第1項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する対物事故で、かつ、対物共済金額が30億円を超える場合、本組合の支払う共済金の額は30億円を限度とします。

(1) 共済契約自動車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物（道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条（用語の定義）に定める高圧ガス、火薬類もしくは危険物、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示（平成14年国土交通省告示第619号）第2条（定義）に定める可燃物、または毒物及び劇物取締法（昭和25年法律第303号）第2条（定義）に定める毒物もしくは劇物をいいます。以下同様とします。）の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

(2) 共済契約自動車が被けん引自動車をけん引中に発生した、被けん引自動車に業務（家事を除きます。）として積載されている危険物の火災、爆発または漏えいに起因する対物事故

(3) 航空機の滅失、破損または汚損を伴う対物事故

4. 第1項ただし書の規定にかかわらず、「クレーン・ショベル付」A種工作車（用途車種が「A種工作車（クレーン・ショベル付）」に該当する自動車をいいます。）またはこれに準ずる特殊車両の対物事故で、かつ、対物共済金額が30億円を超える場合、本組合の支払う共済金の額は30億円を限度とします。

(本組合による援助一対人・対物)

第11条 被共済者が対人事故または対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合には、本組合は、被共済者の負担する法律上の損害賠償責任の内容を確定するため、本組合が被共済者に対して

支払責任を負う限度において、被共済者の行う折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きについて協力または援助を行います。

(本組合による解決一対人)

第12条 被共済者が対人事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または本組合が損害賠償請求権者から第13条（損害賠償請求権者の直接請求権一対人）の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、本組合は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続（弁護士の選任を含みます。）を行うことができます。

2. 前項の場合には、被共済者は本組合の求めに応じ、その遂行について本組合に協力しなければなりません。
3. 本組合は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定を適用しません。
 - (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額が、自動車共済証書記載の共済金額および自賠責等によって支払われる金額の合計額を超えることが明らかになった場合
 - (2) 損害賠償請求権者が、本組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - (3) 共済契約自動車に自賠責等の契約が締結されていない場合
 - (4) 正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合
 - (5) 自動車安全運転センターが発行する交通事故証明書または労働基準監督署の証明もしくは現場の管理者、責任者の証明書が入手不能の場合
 - (6) 損害賠償請求権者への見舞いおよび死亡事故の場合の葬儀参列など、加害者側の道義的責任がすみやかに履行されない場合

(損害賠償請求権者の直接請求権一対人)

第13条 対人事故によって被共済者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合に対して第3項に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。

2. 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第3項に定める損害賠償額を支払います。ただし、本組合がこの賠償責任条項および一般条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を限度とします。
 - (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合
 - (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合
 - (3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

- (4) 第3項に定める損害賠償額が自動車共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに本組合が支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を超えることが明らかになった場合
 - (5) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があつた場合
 - (イ) 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明
 - (ロ) 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと
 - (6) 損害賠償請求権者が共済契約者またはその相続人と折衝することができないと認められる場合
3. 本条にいう損害賠償額とは次の（1）の額から（2）および（3）の合計額を差引いた額をいいます。
- (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額
 - (2) 自賠責等によって支払われる金額
 - (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償額
4. 第2項の規定に基づき、本組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度において、本組合が被共済者に対して共済金を支払ったものとみなします。

(本組合による解決一対物)

- 第14条 被共済者が対物事故にかかる損害賠償の請求を受けた場合、または本組合が損害賠償請求権者から第15条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物）の規定に基づく損害賠償額の支払いの請求を受けた場合には、本組合は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合の費用により、被共済者の同意を得て、被共済者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続き（弁護士の選任を含みます。）を行うことができます。なお、この場合における折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きには、共済契約自動車に生じた損害（間接損害を含みます。）について共済契約者および被共済者から相手方へ行う請求に関するものは含みません。
2. 前項の場合には、被共済者は本組合の求めに応じ、その遂行について本組合に協力しなければなりません。
3. 本組合は、次のいずれかに該当する場合は、第1項の規定を適用しません。
- (1) 1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、自動車共済証書記載の共済金額（免責金額の記載がある場合は、その額との合計額をいいます。また、第10条（支払共済金の計算一対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。）を超えることが明らかになった場合
 - (2) 損害賠償請求権者が、本組合と直接、折衝することに同意しない場合
 - (3) 正当な理由がなく被共済者が前項に規定する協力を拒んだ場合
 - (4) 自動車共済証書に免責金額の記載がある場合は、1回の対物事故につき、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額がその免責金額を下回る場合
 - (5) 被共済者が一般条項第18条（事故発生時の義務）第1項第2号に定める通知を遅滞なく

しなかった場合

- (6) 自動車共済証書に免責金額の記載がある場合に、被共済者がその免責金額を遅滞なく本組合に払い込まない場合

(損害賠償請求権者の直接請求権一対物)

第15条 対物事故によって被共済者が負担する法律上の損害賠償責任が発生した場合は、損害賠償請求権者は、本組合が被共済者に対して支払責任を負う限度において、本組合に対して第4項に定める損害賠償額の支払いを請求することができます。

2. 本組合は、次の各号のいずれかに該当する場合に、損害賠償請求権者に対して第4項に定める損害賠償額を支払います。ただし、本組合がこの賠償責任条項および一般条項に従い被共済者に対して支払うべき共済金の額（同一事故につきすでに支払った共済金または損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）を限度とします。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、判決が確定した場合、または裁判上の和解もしくは調停が成立した場合

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額について、被共済者と損害賠償請求権者との間で、書面による合意が成立した場合

(3) 損害賠償請求権者が被共済者に対する損害賠償請求権を行使しないことを被共済者に対して書面で承諾した場合

(4) 法律上の損害賠償責任を負担すべきすべての被共済者について、次のいずれかの事由があつた場合

(イ) 被共済者またはその法定相続人の破産または生死不明

(ロ) 被共済者が死亡し、かつ、その法定相続人がいないこと

3. 1回の事故について、被共済者が負担する法律上の損害賠償責任の総額が、自動車共済証書記載の共済金額を超えると認められる時以後、損害賠償請求権者は第1項の請求権を行使できず、また本組合は前項の規定にかかわらず損害賠償金を支払いません。ただし、本組合への損害賠償額の請求について、すべての損害賠償請求権者と被共済者との間で、書面による合意が成立した場合を除きます。なお、本項にいう自動車共済証書記載の共済金額は、第10条（支払共済金の計算一対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。

4. 本条にいう損害賠償額とは次の（1）の額から（2）および（3）の合計額を差引いた額をいいます。

(1) 被共済者が損害賠償請求権者に対して負担する法律上の損害賠償責任の額

(2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してすでに支払った損害賠償額

(3) 自動車共済証書に免責金額の記載がある場合は、その免責金額

5. 第2項の規定に基づき、本組合が損害賠償請求権者に対して損害賠償額の支払いを行った場合は、その金額の限度において、本組合が被共済者に対して共済金を支払ったものとみなします。

(仮払金および供託金の貸付等一対人・対物)

第16条 本組合は、被共済者が予め本組合の同意を得た場合、次の金額の範囲内で、仮処分命令に基

づく仮払金または仮差押えを免れるための供託金について、貸付を行うことができます。この場合、仮払金については無利息で、また供託金については、供託金に付されるのと同率の利息を付します。また、上訴の場合の仮執行を免れるための供託金については、本組合の名において供託し、または供託金に付されるのと同率の利息で被共済者に貸付けることができます。

- (1) 対人事故については、生命または身体を害された者1名につき、それぞれ自動車共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに本組合が支払った共済金または第13条（損害賠償請求権者の直接請求権一対人）の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）
- (2) 対物事故については、1回の事故につき、自動車共済証書記載の共済金額（同一事故につきすでに本組合が支払った共済金または第15条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物）の損害賠償額がある場合は、その全額を差引いた額をいいます。）なお、本号にいう自動車共済証書記載の共済金額は、第10条（支払共済金の計算一対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。
2. 前項により本組合が供託金を貸付ける場合には、被共済者は、本組合のために供託金（利息を含みます。以下同様とします。）の取戻し請求権の上に質権を設定するものとします。
3. 第1項の貸付または本組合の名による供託が行われている間においては、第9条（支払共済金の計算一対人）第1項ただし書、第10条（支払共済金の計算一対物）第1項ただし書、第13条（損害賠償請求権者の直接請求権一対人）第2項および第15条（損害賠償請求権者の直接請求権一対物）第2項の規定は、その貸付金または供託金をすでに支払った共済金とみなして適用します。
4. 第1項の供託金が第三者に還付された場合には、その還付された供託金の限度で、第1項の本組合の名による供託金または貸付金（利息を含みます。）が共済金として支払われたものとみなします。
5. 一般条項第22条（共済金の請求）の規定により、本組合の共済金支払義務が発生した場合は、第1項の仮払金に関する貸付金が共済金として支払われたものとみなします。

（先取特権一対人・対物）

第17条 対人事故または対物事故にかかる損害賠償請求権者は、被共済者の本組合に対する共済金請求権（第8条（費用一対人・対物）の費用に対する共済金請求権を除きます。）について、先取特権を有します。

2. 本組合は、次のいずれかに該当する場合に、共済金の支払を行うものとします。
 - (1) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をした後に、本組合から被共済者に支払う場合（被共済者が賠償した金額を限度とします。）
 - (2) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、被共済者の指図により、本組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - (3) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、損害賠償請求権者が前項の先取特権を行使したことにより、本組合から直接、損害賠償請求権者に支払う場合
 - (4) 被共済者が損害賠償請求権者に対してその損害の賠償をする前に、本組合が被共済者に共済金を支払うことを損害賠償請求権者が承諾したことにより、本組合から被共済者に支払う場合（損害賠償請求権者が承諾した金額を限度とします。）
3. 共済金請求権は、損害賠償請求権者以外の第三者に譲渡することはできません。また、共済

金請求権を質権の目的とし、または前項第3号の場合を除いて差し押さえることはできません。ただし、前項第1号または第4号の規定により被共済者が本組合に対して共済金の支払を請求することができる場合を除きます。

(損害賠償請求権者の権利と被共済者の権利の調整)

第18条 自動車共済証書記載の共済金額が、前条第2項第2号または第3号の規定により損害賠償請求権者に対して支払われる共済金と被共済者が第8条（費用一対人・対物）の規定により本組合に対して請求することができる共済金の合計額に不足する場合は、本組合は、被共済者に対する共済金の支払いに先立って損害賠償請求権者に対する共済金の支払いを行うものとします。ただし、本条にいう自動車共済証書記載の共済金額が、第10条（支払共済金の計算一対物）第3項および第4項に該当する場合には、同条同項にいう金額とします。